

厚岸町規則第41号

厚岸町お客さま窓口設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年7月29日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町お客さま窓口設置規則の一部を改正する規則

厚岸町お客さま窓口設置規則（平成11年厚岸町規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「厚岸町事務分掌条例（昭和35年厚岸町条例第2号）」を「厚岸町事務分掌条例（平成10年厚岸町条例第30号）」に、「第3条」を「同条例第3条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。